

令和7年9月定例会

令和7年9月8日（月曜日）

◎ 出欠席議員氏名

丹野貞子 議長 吉田芳美 副議長

出席議員（14名）

1番 漆山光春 議員	2番 東海林信弘 議員	3番 林智 議員
4番 増川憲一 議員	5番 安孫子真弥 議員	6番 木村章一 議員
7番 奥山英幸 議員	8番 安達智勇 議員	9番 佐藤修二 議員
10番 鈴木英友 議員	11番 石垣光洋 議員	12番 細矢誓子 議員
13番 吉田芳美 議員	14番 丹野貞子 議員	

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木秀章 事務局 長 田川美和子 専 門 員
岡崎美穂 議事係 長

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副 町 長
板坂憲助 教 育 長	清野一晴 監 査 委 員
日塔俊浩 防災・危機管理監兼 総務課 長	大泉正博 防災危機管理課長
牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課 長	日下部敦子 暮らし応援課長
今田史明 生活環境企画主幹	軽部昭博 税務町民課長
矢作 勲 健康福祉課長	池田恵子 こどもみらい課長
佐藤晃一 農林振興課長併 農業委員会事務局長	軽部広文 商工観光課長
奥山明子 雛とべに花の里推進主幹	土方一郎 都市整備課長
松田浩一 上下水道課長	鈴木淳子 会計管理者兼 会計課 長
宇野 勝 学校教育課長	秋場弘昭 生涯学習課長

◎ 議 事 日 程

令和7年9月8日（月） 午前9時開議

議事日程第3号

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案の審議、採決
議第43号 令和6年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について
議第44号 令和6年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第45号 令和6年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議第46号 令和6年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第47号 令和6年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第48号 令和6年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
議第49号 令和6年度河北町下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
日程第3 決算審査特別委員会の設置構成及び決算議案の特別委員会付託

休 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、答弁を含めて60分です。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で打ち切ります。

本日は9番佐藤修二議員、6番木村章一議員であります。

最初に、9番佐藤修二議員の一般質問を行います。

「9番佐藤修二議員」

○9番（佐藤修二議員） おはようございます。

それでは、一般質問を行います。

第8次総合計画の後期見直しについてお尋ねします。

特に今回は、人口減少に的を絞ってお尋ねします。

国立社会保障・人口問題研究所に準拠して行った推測で、河北町、2030年には約1万6,200人になると言われております。それに対して町は1万6,600人を目標に施策を講じているとしています。そのため、4つの施策を柱に掲げ、減少をなだらかにするとしています。出生率の回復、若年層の地元回帰、若者の住環境の整備、雇用の場の確保です。

その中で、若年層の地元回帰としては、新たに河北町人材育成若者定着促進事業給付金が制度化されました。若者の住環境の整備では、サン・コーポラス河北の子育て世

代に合わせた改修や町民プール跡地の住宅団地化に期待を寄せているところでありま
す。雇用の場の確保については、なかなか
思うように企業誘致が進んでいないよう
です。出生率の回復については、思うよう
に進まず、令和7年目標1.71に対して、令
和5年度の実績値は1.09、出生数は、令
和7年目標120人に対し、令和6年の実
績値は57人となっております。このこ
とは、目標であるなだらかな減少どころ
か、急激な減少になっていて、2030年
目標の1万6,600人を既に5年前の
2025年に1万6,000人台に到達して
います。これでは、2030年の約1万
6,200人を大幅に超える人口減になる
ことは火を見るより明らかであります。

そのことから、後期計画は大幅に見直
しを図るとともに、流れを変える新た
な施策が必要不可欠と感じます。

合計特殊出生率の向上には、若者の出
会い、結婚、妊娠、出産、子育てまで
を充実するとあり、総合戦略でも「か
ほく」への人の流れをつくとあります。
切れ目のない支援や施策については一
定の評価はしますが、残念ながら近隣
市町村からは高い評価を得られてお
りません。もっと町独自の新たな支援
が必要かと思えます。いかがでしょ
うか。

ぜひ、結婚、出産、育児するなら河
北町と言われるようになってほしいと
考え、数点の新たな施策の導入につ
いて町の考えを伺います。

1つ目は、プレコンセプションケア
の導入についてであります。

2つ目は、未熟児養育医療給付金制
度の導入についてであります。

3つ目は、妊婦支援給付金の拡充に
ついてあります。具体的には、今、妊
婦支援給付金としては5万円ずつ2
回に分けて10万

円を給付しておりますが、第2子には
20万円、第3子には30万円を給付
してはどうかということでありま
す。

4つ目は、妊婦タクシー助成事業の
導入についてです。

既に取り組んでいるものもあるか
と思いますが、山形県一、あるいは
東北一の子育ての町を目指してほ
しいというものです。

以上、町長の考えをお尋ねします。

○丹野貞子議長 9番佐藤修二議員の
一般質問に対する町長の答弁を求
めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございま
す。

9番佐藤修二議員の一般質問にお
答えいたします。

最初に、第8次総合計画後期見直
しに関連いたしましてご質問頂戴
しておりますので、それぞれ申し上
げます。

まず、1点目のプレコンセプション
ケアの導入についてでございます。

プレコンセプションケアでございま
すけれども、これはコンセプション
の意味は、妊娠を意味しております。
プレコンセプションケアは、元来、
周産期死亡率の低下や新生児予後
の改善を目的とした、健康な妊娠・
出産を目指す「妊娠前のケア」と
いう概念でございました。現在はそ
れにとどまらず、生涯にわたり、身
体的・精神的・社会的に健康な状
態であるための取組として、性別を
問わず、適切な時期に、「性や健康
に関する正しい知識を持ち、妊娠・
出産を含めた将来設計や将来の健
康を考えて健康管理を行う」とい
う概念に変わってきております。

国においては、これまでの状況、背
景を踏まえまして、プレコンセプ
ションケアに係る課題と対応につ
いて整理を行い、今後5年間の取
組の基盤となる計画の策定等を行

うことを目的として、「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」が令和7年の5月に設置されているところでございます。

プレコンセプションケアの内容といたしましては、食事・運動・睡眠・飲酒・喫煙等の生活習慣と健康管理に関する知識や、妊娠と出産に向けて特に重要となる知識など、プレコンセプションケアに関して幅広い内容を発信するとともに、自治体・企業・教育機関等とも連携し、プレコンセプションケアに関する知識を得る機会を提供するというものであります。特に若い世代の健康管理や性についての知識の深化及び健康な妊娠と出産についての知識の深化については重点的に取り組む項目となっております。

生活習慣などが出産だけでなく、子や本人の将来の健康にも影響を及ぼす可能性があるということを若いうちから知ることができるよう、適時に情報提供を行うことや、ライフプランを考える上で、中高生を含め、ライフステージに応じて適切な時期から妊娠や健康に関する知識を知ることが重要であり、教育機関等を含め、若いうちから正しい知識を得る機会を提供していく環境の整備の重要性について認識しているところでございます。

県においては、不妊専門相談センターや県内各保健所において、性と健康の相談とセミナーを実施しております。県内では山形市で昨年、プレコンセプションケアセミナーを開催しております。

町では、不妊治療費補助事業を実施しておりますが、保健師や助産婦が相談を受けサポートしているところでございます。また、県で行うプレコンセプションケアのセミナーの周知、保健所で行っている「性と健康

の相談窓口」へ案内するなどの対応も行っております。

2点目の未熟児養育医療給付金制度の導入について申し上げます。

未熟児養育医療給付制度は、未熟児で生まれたため、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対しまして、入院養育に必要な医療の給付を行う制度でございます。

対象者は、出生時の体重が2,000グラム以下のもの、または、生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する機能を得るに至っていないもののいずれかに該当するもので、医師が、入院養育を認めた未熟児が対象となります。

給付の内容でございますが、指定養育医療機関での入院医療費と食事療養費が対象となります。

医療費の負担につきましては、世帯の所得に応じて「自己負担額」が決定いたしますが、県と町の「子育て支援医療」の制度により、保険適用分が無料となるものであります。また、本町では、平成28年度から食事療養費について町単独で無償化しております。したがって、医療機関での自己負担額は差額ベッド代やおむつ代などの保険適用外の部分となっております。

未熟児養育医療の実施権限が市町村へ移譲されました平成25年度から令和7年8月末まで35名の方の利用があったところでございます。今後とも、未熟児養育医療給付事業を継続し、安心して出産できる養育環境づくりを行ってまいります。

3点目の妊婦支援給付金の拡充について申し上げます。

妊婦支援給付金は、妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、市町村は児童福祉法に創設された妊婦

等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付を組み合わせることが規定され、令和7年4月1日、今年度から「妊婦のための支援給付」事業を開始しております。

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子供の保健及び福祉の向上に寄与することを目的といたしまして、妊婦のための支援給付として、妊婦支援給付金を支給しているものであります。

出産前から継続して町や支援機関が妊婦や子育て世帯とつながりを保ち、気軽に相談できる環境や関係性を築くとともに、必要に応じて適切な支援・サービスを利用できるよう、母子健康手帳を交付した後に5万円を給付し、妊娠8か月頃に妊婦と面談を行った後、さらに5万円を給付しているものであります。

ご提案いただきました妊婦支援給付金の拡充につきましては、既に町独自の支援制度として、令和3年度から「かほく安心子育て応援事業」を創設し、出生時に10万円、小・中・高校それぞれの入学時に5万円を給付し、切れ目のない経済支援を行っているところであります。

4点目の妊婦タクシー助成事業の導入について申し上げます。

県では、子育て家庭の多様なニーズに応えるとともに、出産や急な通院など、緊急時のサポート体制を充実させ、安心して出産や子育てができる環境の整備を図ることを目的として、「子育てタクシー」の導入を支援しております。「子育てタクシー」とは、地域の公共交通機関として身近で重要な役割を担っているタクシー会社が子育て応援活動として行っているものであります。

「子育てタクシー」は、全国子育てタクシー協会が定める講習を受け、保育園での実

習を行ったり、日本赤十字社の小児救急講習を受講するほか、妊婦ジャケットを着用した実習により、妊婦にも細やかな配慮ができるドライバーが運転しており、子供や妊婦が安心して利用できるタクシーであります。

その導入に向けましては、ニーズを踏まえた具体的な対象の検討、さらには、その受皿となるタクシー運行システムの検討など、持続可能なシステムとなるよう課題を整理し、研究・検討を行う必要があると考えております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「9番佐藤修二議員」

○9番（佐藤修二議員） 答弁ありがとうございます。

大体、一応4点については、ある程度の理解は、必要性とか、示されているんじゃないかなとは思いますが、まず第1点目のプレコンセプションケアについてであります。やはり、今の時代、リスクのある妊娠というのが増加しているんじゃないかなという、そういう傾向にあるかと思えます。若い女性のやせ過ぎと肥満の増加や、出産年齢が高齢化しているなどからリスクの高い妊婦が増加しているということで、やっぱりこのプレコンセプションケアの一環として、やっぱり若い時代から、つまり、教育機関に通っている子供たちのうちから、しっかりその健康について指導をしていかなければならないと、教育していかなければならないという方向に今あるようであります。

健康に関する正しい知識や習慣を身につけ、妊娠前にリスクを減らすことが健やかな妊娠・出産や、生まれてくる赤ちゃんの健康

につながると、こういうことから、コンセプションケアの必要性というものが今、国でもどこでも捉えられているんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

○丹野貞子議長 「池田こどもみらい課長」

○池田恵子こどもみらい課長 必要性につきましては、今、佐藤議員おっしゃったとおり、リスクのある女性のリスクのある妊娠の増加ということで、若い女性の肥満ややせの増加というのが問題になっているところです。

こういうリスクの高い妊娠が増加しているということで、プレコンセプションケアを行って、妊娠前にリスクを減らしていくということが健やかな妊娠・出産や生まれてくる赤ちゃんの健康につながるという重要なものになっております。

また、人生100年時代を生きるためにということで、子供を持つ選択をするかしないかにかかわらず、プレコンセプションケアを実施することでより豊かな人生につながるということで、こちらに必要なことだと思います。

また、不妊の増加ということで、生理不順を放置していたとか、生理痛を我慢していたということなどが将来の不妊の原因となることがあるということもあります。妊娠・出産に関する正しい知識を得て行動し、将来の不妊のリスクを減らすということで、プレコンセプションケアは必要というふうに思っているところです。

○丹野貞子議長 「9番佐藤修二議員」

○9番（佐藤修二議員） 必要性を認識されているということですので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、時々出てくるのが、プレコンセプションケアの中に教育という言葉がよく出てくるのって、やっぱりね、教育の中にもそれがということで、

教育長はこれに関してどのようにお考えになりますか。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 将来に向けて、いわゆる健康的な出産に向けて取り組むべき大変重要な事項だなというふうに捉えているところがあります。

具体的には、小学校・中学校においては、保健体育の学習、それから、理科での人体に関する学習、あるいは性に関する指導の年間計画などを通して、系統的に、そして継続的に教育を行っているところであります。大変重要な事項だと思っております。

○丹野貞子議長 「9番佐藤修二議員」

○9番（佐藤修二議員） 1番目のプレコンセプションケアについては、町としても重要と捉えて今後進めていかなければならない、あるいは、教育長からも、小さい子供のうちから健康づくりというものが大切だということをご答弁いただきましたので、ぜひこの点についても進んでいる町と言われるように、取組をお願いしたいと思います。

次の2点目であります。

未熟児の養育医療給付制度について、出生時の体重が2,000グラム以下、あるいは正常児が出生時に有する機能を得るに至っていない子供と、こういうお答えであります。

ただ、もう少しこのことについては、細かい規定といいますか、未熟児に対してのお考えを持っているところもあるようであります。

やっぱり、出産時に2,000グラム以下というのがありますし、次に、運動不安、けいれんや運動が異常に少ない、あるいは、体温が34度以下の、あるいは呼吸器・循環器系、強度のチアノーゼを繰り返し発作を起こす子供、呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にある、または毎分30以下である、出血

傾向の強いもの、あるいは、消化器系としては、生後24時間以上排便が持続する、生後48時間以上嘔吐が続く、血清吐物、血清便のある子、あるいは、黄疸症状のある子などと、細かくちゃんと指定して対応しているところもあるようですが、うちはどこまで、どのぐらいそういう未熟児に対する定義といいますか、そこはどのぐらいになって、どういう感じでしょうか。

○丹野貞子議長 「池田こどもみらい課長」

○池田恵子こどもみらい課長 ホームページなどのお知らせのほうでは、未熟児、出生体重2,000グラム以下などで、医師が入院養育を必要と認める未熟児を対象としてというふうになっているところがございますが、医師が入院養育を認める未熟児ということで、先ほどありましたように、内容的には細かくなっているところです。

出生時の体重が2,000グラム以下のもの、あとは生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すものということで、運動不安やけいれんがあるもの、運動が異常に少ないもの、あと体温が摂氏34度以下のもの、呼吸器・循環器系としては強度のチアノーゼが持続するもの、またチアノーゼ発作を繰り返すもの、あと、呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、または毎分30以下のもの、あとは出血傾向が強いもの、あと消化器系や黄疸系のことなども細かく内容的にはなっているところです。

いずれにしましても、医師が入院が必要だと認める未熟児を対象としているというものになっております。

○丹野貞子議長 「9番佐藤修二議員」

○9番（佐藤修二議員） そういう医師の診断や、それに対しても、やっぱり様々ないろんな症状があるようでございますので、しっか

り対応して、妊婦さんとか、いや母親ですかね、出生した後ですから母親ですね、母親の様々な不安やいろんなものができるだけ解消できるように頑張っていたきたいというふうに思います。

次、3点目の妊婦支援給付金であります。

確かに、我が町も議会からの提案もあり、10万円、そして、小学校入るとき、中学校入るとき、高校入るとき、ずっと支援をしているわけでありまして、答弁にあるようであります。2人目に20万円、3人目30万円という私の発想はどこから来たかといいますと、出生率の低下です。目標とする出生率を1.7というふうに掲げているんですが、残念ながら1.09ということで、非常に低いところで、出生数を上げている自治体ということでもいろいろ調査してみたところ、その自治体の中身を調べたら、こういうことをやっていたんです。1人目には今まで10万だったのを、2人目の子供には20万を、3人目の子供には30万を、4人目には40万を、それ以降は同じ金額でしたけれども、つまり、1人よりは2人、2人よりは3人ということを勧めることを形にして、姿勢として出している、具体的に。でも1人目も10万、まあ5万・5万、2人目も5万・5万って同じだったら、やっぱりそうなのかということになってしまう。そこに町として、ぜひ2人目、3人目ということで、出生率を高めていこうとしたら、その姿勢をちゃんと何らかの形で、支援という形で私は表すべきじゃないかなというふうに思うんですが、これについては、町長からお答えいただきたいところですが、1.71目標が1.09ということで、ますます私は下がっていくんじゃないかなと思うんですが、そこを高めていくためには、そういう町としての姿勢を、何らかのこういう支

援という形で表していくことが必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺、これからの後期計画に向けて少し検討していただきたいということなんですが、町長、いかがでしょうか。

○丹野貞子議長 「池田こどもみらい課長」

○池田恵子こどもみらい課長 河北町の出生の傾向としまして、令和6年度を見ますと、出生数57名でありましたけれども、第1子が19人、第2子が23人、第3子が12人、第4子が2人、第5子が1人という内訳でありました。

妊婦支援給付金としましては、生まれる前に10万円ということで、生まれてからは、かほく安心子育て応援給付金で出生時10万円、その後は、0歳から2歳児で保育料の段階的ではありますが、第1子、半額、第2子、無料、あとは、3歳からは副食費の無償化、小・中・高入学時に5万円、かほく安心給付金のほうでお上げしているところ です。

また、小・中学校の給食費の無償化というふうに、切れ目のない支援を行っているところ です。

一時的なお祝い金というのも魅力的ではあるかもしれませんが、河北町にずっと住んでいる人に継続して支援していきたいという考えであります。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 現在の河北町の出生状況、それも含めた現行の制度については、今、課長から申し上げたとおりでございますけれども、やはり非常に出生数が減っております。並大抵のことでは、この増加というのは厳しい状況があるなというふうに考えております。

何とか出生者数の減に歯止めをかけたい、そして、少しでも増に転化していく、やっ

ぱりそういった流れをつくっていききたい。これについては、もう町長就任以来、私はここに力点を置いた施策に取り組んできたつもりでございます。

しかしながら、前期計画5年間の中の傾向としましては、様々な、今、検証もしているわけですが、そして、後期計画へということで、今、議論しているわけですが、なかなか厳しいのは、やっぱり人口増に、あるいは人口減に歯止めをかける、さらには出生者の減に歯止めをかける、やっぱりそのところの指標が最もこの5年間、形としての成果につながっていない。逆に言えば、ますます厳しい状況になっている。したがって、今の施策、さらに充実していく必要があるということは十分認識しております。

ただ、そういう中で、経済的な、これまでも何回かいろんな人口減に係る議論、あるいは子育て支援に係る議論の中で私申し上げている点でございますけれども、いかに若い方々が定着し、あるいは、社会増につながる、そういった施策を進めていくかという、移住定住のところはもちろんですが、子育てというところに着目しても、やはり、一つは住環境、あるいは暮らし、河北町に住んで、結婚し、子育てし、というやっぱりそういった町として選んでもらえるまちづくりをどう進めていくか、とりわけ女性に対してどういうふうにそれをアピールということはあまり、どうかとは思いますが、しっかりと魅力ある町として伝わる、そういった施策を体系的にどうつくっていくかという問題、住居、暮らし、そしてなりわい、このなりわいも、今は人手不足と、もうあらゆる産業分野で人手不足と言っている中で、大事なのは働き口じゃなくて、魅力ある働き口、その魅力

あるというのは、収入面もありますけれども、結婚、あるいは子育て、ライフステージということを考える上で魅力的な仕事、単に量的な確保ということだけではないです、やっぱりそこ。

あともう一つは、子育ての支援ということになると思いますけれども、そこについては、経済的な負担の軽減、さらには、安心して仕事を続けながら、あるいは、できる子育て環境といえますか、端的に言えば、施設サービスであったり、いろんな経済的負担だけでなく、子育てに対してしっかりサポートできるまちづくり、施策というものをトータルなものとして必要な財政手当てということも、ここについては今年はやります、来年どうしましょうかという話ではないと思っています。継続的にできるシステムをどうつくっていくか、財源見通しも立てながらということで、これは子育てに限りませんけれども、全ての行政分野で今、後期計画に向けて検討しているということでございます。

当町としてこれまで、第1子、第2子、第3子にそれぞれと、第1子よりは第2子、第2子よりは第3子、そこに力点を置いて経済的支援をしているという市町村も多くあるということは承知しております。ただ、この点については、まずは学校給食の無償化のときも、1子目は減免そこまではしないで、2子目から半額、さらには、第3子からは無償化とか、子供の第1子、第2子、第3子、それ以降ということで差を設けてより多くの子供さんの懐に手厚くという施策ということを考えている自治体も多いし、それは一つの、限られた財源という中では一つの切り口だとは思いますが。ただ、私としては、学校給食のときも、あと子育てで応援給付、オール支援の10万、5万、5万、

5万にしても、1子も2子も3子も、みんな河北町の子供だということで、1子目だからどうこうとか、2子目からどうこうということはしないで、一律に導入いたしました。

今後さらに、1子、2子、3子に、そこに着目して、よりあるべき子育てというのはどうあるかということには、これは課題として考えてまいりますけれども、そこは経済的負担の第1子、第2子、第3子に対するインセンティブのつけ方をもっと強烈にしていっていいんじゃないか、そうしたほうがアピール性も高いんじゃないかという考え方は一つの考え方として承りつつ、ただ、私としては、1人目も、2人目も、3人目も、同じ町として子供の成長を支援していくという形で現在の制度にしているということでございます。

今後に向けてはいろんな検討課題はあろうと思います。経済的負担軽減、それ以上の、以外の支援もどうあるべきかということもトータルで考えていく必要があると思っています。

以上です。

○丹野貞子議長 「9番佐藤修二議員」

○9番（佐藤修二議員） まず、町長の思いは、熱い思いは分かりました。でも考えていく必要もあるということですので、いろいろ検討して、やっぱり近隣市町村民にアピール性のあることをやらないと、なかなか認識していただけないという部分がありますので、特に今回そういうことを申し上げたわけでありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、妊産婦のタクシーについてであります。

確かにすぐはできない、受け入れるタクシー会社のほうも、ただ乗せればいいという

わけでもありませんので、そこもしっかり講習を受けるといいですかね、いろんなのがあらしいんですが、どうしても陣痛になった、しかし自分の旦那さんは仕事に行っている、誰もいない、救急呼んでも出産関係では救急は来てくれないと、タクシーで行かなければならないと、自分で運転もできないとなれば、タクシーしかない。あるいは、出産して数か月は運転もしない、通常ですね、運転はしない、家事もできるだけ避けるということで、安静にしながら子育てをしていくというのが従来であります。そうすると、やっぱりタクシーで行かざるを得ない。残念ながら町内にはそういう出産できる場所ありませんので、結構なタクシーの負担も大きいというふうに考えますと、そういう妊産婦タクシーという制度を取り組んでいるところも実際あるわけですので、うちの町としてもそういうふうなことを検討すべきではないかなと。やっぱり子育てしやすい、あるいは出産・育児に切れ目のない支援、手だてがある町という感じでは、そこもぜひ妊産婦タクシーという制度も導入すべきじゃないかなと、こういうふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○丹野貞子議長 「池田こどもみらい課長」

○池田恵子こどもみらい課長 やはり営業時間外だったり、人員体制により、タクシー会社のほうでも送迎できないということも考えられるかと思しますので、受皿となるタクシーの運行システムの検討なども必要かと思えます。

利用助成のほうを行っても利用につながらないということも、こういう場合ですと考えられるかと思しますので、ニーズの把握のほか、課題を整理してやはり検討してまいりたいことだと思っております。

以上です。

○丹野貞子議長 「9番佐藤修二議員」

○9番（佐藤修二議員） 検討をしてくださるということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

もう一つ、今、町長との一般質問のやり取りすると、いかにして、何ていうんだろう、経済支援をするか、あるいは経済的に負担がないようにしていくかというのが重要課題だというふうなお答えがいただける、私もそう思うんでありますが、実は、今回こういう質問するに当たって、小さな子供を育ててらっしゃっている夫婦のところに行って話も聞いてきたんでありますが、ちょっと今の4つの項目以外でも、やっぱりちょっと負担が大きくてということ言われている夫婦がありましたので、それについても町長から、全体の子育て、そして人口減少に歯止めをかける、そして子育てするなら河北町と言われるためにという観点から、もう一つだけちょっと、4つとは違いますが、保育料についてであります。

保育料、河北町は高いそうです。「なして河北町だけこんなに高いの」と言われました。ちょっと調べさせていただいたんですが、所得割というのがあるわけですが、河北町は所得割39万7,000円未満の人は6万4,000円であります、第1子。お隣の東根市、所得割30万1,000円未満、4万8,000円、寒河江市、所得割30万1,000円未満、2万6,700円、村山市、所得割30万1,000円未満、2万3,000円。つまり、その前の生活保護とか町民税非課税とかというのはずっとゼロですから、所得が多くなってきたとき、所得がある程度ある家庭がどうなのかというふうに調べますと、河北町だけが6万4,000円で、同じ30数万なのに村山市と寒河江市は2万幾らだというと、「そっちで育てる

は」というふうにつながりませんか。

これも子育て世帯に対する経済的に支援していくというところであれば、ぜひ保育料なんかも見直していかなければならないんじゃないかなという気がするんですが、これ、この事実を町長はどのように判断しますか。河北町だけが6万幾ら、寒河江市、村山市が2万幾らって、「寒河江市と村山市だと2万何ぼしか取られないんだず」って言われてしまって、「えっ」て、「あなた所得高過ぎるからなったのかな」なんては言ったんですが、そしたら、村山市でも寒河江市でも同じような所得でも2万幾らなのに河北町に来ると6万幾ら。ですから、4万幾ら高いんです、4万高いという年間50万です。これではね、ちょっと大変なんだよって言われるんですが、町長、この事実なんですが、町長どう思われます、これで。これで子育ての町で子育て支援していて、経済負担を軽くして河北町で子育てしましょうって胸張って言えますか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 その事実については認識しております。町として、今おっしゃった点は、保育料というふうに言いましたけれども、当然、0歳から2歳児の保育料です。3歳児以上のところについては遜色ない制度に、今なっています。

今、0歳から2歳児のところの保育料については、県のほうで段階的な負担軽減というように、県が進めております。町としてもそれに呼応して、これまでそれぞれの所得区分に応じて軽減化を図っております。加えて、県の施策に先んじて対応してきております。

その結果ですけれども、町としては、申し上げますと、所得割の16万、生活保護から非課税、均等割のみ、あと所得割というこ

とで、それぞれのランクに応じた保育料になっているわけですが、そこについて段階的に軽減をしてきていると。

町としては、県から先んじる形で、令和6年には、昨年度は、所得割の16万9,000円未満のところを、第1子は半額、第2子からは負担なしということで、前倒しして軽減を図っております。

さらに、今年からは、所得割の30万1,000円未満、このランクについても、第1子は半額、第2子からは無料という形で、去年、今年と、毎年毎年、その所得ランクを段階を踏みながら軽減してきたという中であります。

そういう中で、子育て支援としては、今年については副食費のほうを、昨今の物価高とかいろんなことを考え、どこに優先的に取り組んでいくかということ踏まえて、副食費の無償化にも踏み出させていただきました。ご承知のとおりであります。先ほど課長答弁でも申し上げたとおりであります。

今、段階的な負担軽減から、他の周りの町村、県からは先んじてやっているわけです、他の市町村もいろいろ対応して、この所得の、端的に言えば39万7,000円以上のところ、このところについては、まだ手をつけられていませんので、他の市町、ご紹介あった東根、寒河江、村山市から見ると高いということでもあります。

本町が今、0歳から2歳児のところも非常に今、預ける家庭というのは増えてきますので、やっぱりそこに対して今、段階的負担軽減というものをどうするかというのは継続的に取り組んでいますけれども、この、こういう言い方をしているかですけれども、39万7,000円以上のところの世帯に対しても軽減に踏み込むべきではないか

ということについては、これ今後の課題というふうな認識でございます。

○丹野貞子議長 「9番佐藤修二議員」

○9番（佐藤修二議員） 町長、今後の課題ということですので、ぜひ課題として捉えた以上、しっかり検討していただきたいと思えます。

ちなみに、第2子でも高額になると、39万7,000円以上は3万2,000円とか3万3,000円ですが、これは村山市だけかな、村山市ではゼロなんだね、第2子は、所得が多くて無料、これは寒河江と東根市は、それは、第2子でも少し頂いているようでありますが、ぜひそれがイコール、即、全部人口問題につながるとは思いませんが、やっぱりやれるべきことはしっかりいろいろ取り組んでほしいし、第8次総合計画の中で、やっぱりこの人口問題、出生率はじめ人口問題については、ちょっとどうも計画どおり進んでいない非常に厳しい状況だという認識は私も、町長も持っていらっしゃるようですので、ぜひ子育てするなら、結婚、出産、子育てするなら河北町と言われるように、他の市町村でやってない取組を期待しています。

いろんな、例えば給食費、医療費というのは結構どこでもみんな取り組んでいます。町独自の、やっぱり先ほど町長からもありましたアピールできるやつ、アピールできる支援策というものがないとやっぱり目立たないんじゃないかなという気がします。私もぜひ河北町が子育てするなら河北町と言われる町になってほしいという願いを込めて、今回、様々な観点から質問をさせていただきました。いろんな点について検討しますというお答えもいただきましたので、ぜひ前向きに検討していただきたいということを申し上げて、一般質問は終わります。

ありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で9番佐藤修二議員の一般質問を終わります。

ここで10時5分まで休憩します。

休 憩 午前 9時53分

再 開 午前10時05分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

次に、6番木村章一議員の一般質問を行います。

「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） 一般質問を行います。

質問1においては、町民をめぐる、救急医療体制の現状と課題、救急医療体制を緊急に改善する対策と見通しについて質問いたします。

その要旨1は、町民をめぐる、救急医療体制の現状と課題を平日の日中や休日と夜間など、どのように捉えているのか伺います。

要旨の2であります。町民をめぐる、救急医療体制において、緊急に改善していくべき対策と見通しについて答弁を求めます。

次は、質問の2であります。熱中症の被害者を出さないため、全ての町民が適切にエアコンを使える環境になるよう、次の夏までに、町としてエアコン設置の支援をするべきことについてであります。

要旨の1であります。全ての町民が適切にエアコンを使える環境になるよう、次の夏までに、町として福祉や住宅対策を活用し、エアコン設置の支援をするべきではないでしょうか。

要旨の2であります。町が家主となっている町営住宅が適切にエアコンを使える環境になるよう、次の夏までに、町として、また、家主としてエアコン設置をするべきではないでしょうか。

次は、質問の3であります。熊被害対策と

して、住宅地域に侵入させない対策、熊侵入時の危機管理、熊と相対したときの心構えなど、町として対応策を備え、町民に示すべきことについて伺います。

要旨の1であります。町として、熊を住居地域に侵入させない対策を備え、町民に示すべきではないでしょうか。

要旨の2であります。町として、熊が住居地域に侵入した際の危機管理の対応策を備え、町民に示すべきではないでしょうか。

要旨の3であります。最悪の事態として、町民が熊と相対したときの心構えなど、町として町民に示すべきではないでしょうか。

次は、質問の4であります。小中一貫校と小学校の統合は、財政的に見て無理があり、また、最近10年でも3倍化している不登校などから河北町の子供たちを守り、伸び伸びと成長できるようにするためには、統合しない教育環境がよいのではないのでしょうか。

要旨の1であります。小中一貫校と小学校の統合は、財政的に見て無理があるのではないのでしょうか。8月中には基本構想としての学校建設費と利用できる補助制度と差引きの町の財政負担が示されるはずでしたが、まだ示されておりません。

私が近隣市町で建設を準備している情報や、議員全員協議会などでの説明などから想定すると、河北町の小中一貫校の建設費は100億円を超え、補助はその4分の1程度で、差引き75億円以上の町債という形の財政負担が必要になるのではないかと思います。

現在、町債残高が約75億円ですので、学校建設費で一気に2倍、あるいはそれ以上になり、小中一貫校や小学校の統合は、財政的にも無理ではないのでしょうか。

要旨の2であります。まだ十分に使える学校を大改修し、大統合しない教育環境が河

北町の子供たちを守り、伸び伸びと成長できるようにするのではないのでしょうか。

要旨の3であります。全国的に、最近10年で3倍化している不登校は、子供のせいや親の甘やかしのせいではなく、その多くが「心が折れ傷ついた状態」「命の問題」であるとの認識が広がっており、少人数学級が必要で、統合して大規模校することとは逆方向ではないのでしょうか。

要旨の4であります。不登校をなくし、子供が通いたくなる学校にするために、忙し過ぎる学校を見直す、全国学力テストを中止する、子供を押さえつける過度の管理をやめる、教員の多忙化を解消すべきであります。また、少人数学級を進めることにより、河北町の子供たちを守り、伸び伸びと成長できるようにすることが必要で、ここにこそ町の教育予算をつぎ込むべきではないのでしょうか。

要旨の5であります。河北町のあらゆる領域に子供たちの参加を促進し、学校を学びと成長を保障する場とし、競争に偏った学力観を見直し、教員の定数を増やしてゆとりのある職場にし、子どもの権利条約の精神に沿った学校にすることが必要であります。これらのことにこそ町の教育予算をつぎ込むべきではないのでしょうか。

以上、町長の答弁を求めます。

○丹野貞子議長 6番木村章一議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 6番木村章一議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、町民をめぐる救急医療体制の現状と課題、救急医療体制を緊急に改善していく対策と見通しはどうかについてお答えいたします。

1点目の救急医療体制の現状と課題、そし

て平日の日中、休日や夜間など、どのように捉えているかについて申し上げます。

まず、基本的には、本町の救急医療体制でございますが、寒河江・西村山の1市4町の首長、そして地区の医師会、各市町の医師会、管内4つの公立病院の院長、村山保健所長、地区歯科医師会、寒河江警察署長、西村山広域行政事務組合消防長など、23名の委員からなる西村山地方救急医療対策協議会において、西村山地方における救急医療体制の確立並びに関係業務の円滑かつ合理的な運営を図るため、総合的で効果的な対策を推進することを目的として、救急医療については協議を進めております。

現在、休日日中の初期救急ということで申し上げますと、地区医師会の協力をいただきながら、町内の在宅当番医による輪番制を中心に対応し、平日の日中や休日夜間の初期救急については、県立河北病院・寒河江市立病院・西川町立病院・朝日町立病院の公立4病院が対応しているところでございます。

なお、河北病院における救急として、年々、総合診療医の体制が充実しております。このようなことから、平日ということでございますけれども、平日における診療、救急も含めて、応需率といたしますか、河北病院で、ほぼほぼカバーできている体制が整ってきているというような報告も頂戴しております。

平日の救急体制につきましては、河北病院において、総合診療医体制の中で大幅に改善になってきているという認識でございます。

なお、平日の日中、あるいは休日夜間の救急搬送の状況を見ますと、「県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院の整備基本構想」の中で、今後ということで、

現在、管内公立4病院の救急の応需率が6割に満たない状況である。ちょっと古くなりますけれども、令和4年度ということで統計でございますけれども、西村山地域で発生した救急搬送のうち56.6%が西村山地域外に流出しているということでございます。この点は、大きな課題ということで捉えております。

ただ、総合診療医の充実によって、近年は大分平日における改善は著しいということでございます。

また、休日日中に対して、令和6年度に西村山地方救急医療対策協議会専門委員会が実施しております医療機関へのアンケートの結果、これを見ますと、10年後の休日診療の参加医師は減少が予測されております。したがって、輪番頻度の増加に伴って、協力医の負担増、さらには、住民医療サービスの提供の場が減少することにより、現行体制の維持が難しいと見込まれております。

このようなことから、西村山地方救急医療対策協議会の専門委員会におきまして、休日日中の初期救急については、休日の診療所の定点化を見据えながら、実施体制、各市町の財政負担等を協議していくこととされております。平日及び休日夜間の初期救急については、管内公立4病院による現行の診療体制を継続しつつも、引き続き今後の必要な事項を協議・検討して、救急医療に取り組んでいく必要があるという認識でございます。

2点目の町民をめぐる、救急医療体制において、緊急に改善していく対策と見通しはどうかについて申し上げます。

村山地域における救急出動件数は増加傾向で推移しております。救急出動の連続化が進んでおります。また、傷病者を医療機関

に収容するのに時間を要する搬送困難事案が増加し、救急活動の長時間化も重なっており、早急に解決しなければならない課題となっております。

この点につきましても、県立河北病院及び寒河江市立病院の総合再編・新病院整備基本構想によりますと、救急搬送患者の流出状況については、令和4年度、約6割が地域外へ流出している、特に休日・夜間の流出が顕著であるということであります。高度医療を必要としない患者までもが地域外へ流出し、山形市内の医療機関を中心に依存していると考えられることから、救急応需率の向上に向けた救急医療体制の見直しが求められています。このような中で、県立河北病院では、先ほども申し上げましたけれども、令和5年度から、多領域にまたがる患者を診察することができる「総合診療医」が救急患者に対応するようになったことから、令和6年度の平日日中の応需率でございますが、令和5年度の70%台から90%台へまでということで、時間外においても令和5年度の40%台から50%台までと改善しております。

また、傷病者の病院受入れ体制の改善により、より一層の医療サービスの向上につながるものとして、中核市の山形市を中心に村山地域7市7町で構成する「山形連携中枢都市圏」において、令和6年度に「救急医療情報共有システム」の試験導入が実施されております。この「救急医療情報共有システム」は、傷病者を収容した救急隊が各病院と症状や服薬の状況、血圧などのバイタルデータなどをデジタル情報で早く効率的に共有するシステムでございます。このシステムの利用実績でございますが、西村山広域消防本部3隊、これは寒河江が2隊、河北1隊、3つの隊の総搬送件数1,784

件のうち、アプリ利用の件数が1,165件となり、利用率65.3%の結果となっております。このアプリを利用することによる効果として、総搬送時間がシステム導入前の87.2分から、システム導入後については83.5分と約4分の短縮が見られているということでございます。今年度の7月からは、この「救急医療情報共有システム」の本格的な運用が始まりました。適切な医療機関への搬送支援、正確な情報伝達が実施されているところであります。

町といたしましては、今後もこのシステム活用を継続することにより、「現場滞在時間の短縮」「傷病者に適した医療機関への搬送」「業務効率化」につながるものと期待しております。

次に、熱中症の被害者を出さないため、全ての町民が適切にエアコンを使える環境となるよう、次の夏までに、町としてエアコン設置の支援をするべきではないかについてお答えいたします。

1点目の、町として福祉や住宅対策を活用し、エアコン設置の支援をするべきではないかについて申し上げます。

熱中症対策については、重要な課題であると考えております。国においても、熱中症予防対策として「エアコンを適切に利用する」「のどが渇く前にこまめに水分・塩分を補給する」「高齢者・子どもへの声かけ」といった行動を心がけるよう呼びかけております。

町でも、町民の皆様の安全と健康を守るために、熱中症のリスクについて十分理解し、熱中症対策に取り組む必要があると認識しております。公共施設9施設、加えて、民間施設4施設を、今年の夏でいえばクーリングシェルターとして指定し、涼みどころとして町民の皆様に開放し、熱中症予防対

策に努めているところであります。

今後とも、こうした取組の充実に努めるとともに、エアコンの設置への支援ということでは、高齢者のみの世帯、障がい者の世帯、さらには非課税世帯などを要件に支援している自治体の例も出てきております。そういった事例も参考に、対象者の範囲をどうするか、支援のスキームをどうするか、こういったことについて具体的に検討していく必要があるというふうに考えております。

2点目の町営住宅が適切にエアコンを使える環境になるよう、町としてエアコンを設置するべきではないかについて申し上げます。

町営住宅における居住環境の向上は、町としても重要な課題であると認識しております。特に、酷暑や異常気象が常態化する中で、入居者の皆様が健康に留意しながら、安心して生活できる環境を整えていく必要が高まっているという認識はございます。

一方で、町営住宅の入居戸数の約半数が自費で既にエアコンを設置されている状況にある、これは確定的な数値ではございませんけれども、見込まれております。新たにこれに公費でエアコンを設置するというについては、自費で設置されてきた入居者の方々の公平性の観点など、課題があると考えております。また、エアコン設置後には、定期的な維持管理、故障への対応、交換など継続的な費用負担が必要となります。町が現在進めている公営住宅の長寿命化計画にも関わるものとした検討が必要だと考えております。

さらに、「公営住宅等の整備基準」というものがございますが、台所、水洗便所、洗面設備、浴室、テレビの受信設備、電話配線等は必須とされておりますが、エアコン

は必須設備とは現時点で位置づけられておりません。こういったことから、制度上、公費による一律設置ということについては課題が多いと、大きいというふうに考えております。

したがいまして、1点目のご質問で先ほど申し上げました支援スキーム、福祉的な観点からのエアコン設置の支援、この支援スキームの中で、町営住宅の入居者に対する支援の在り方という視点も含め検討していくことが適切ではないかというふうに考えております。

次に、熊被害対策として、住居地域に侵入させない対策、熊侵入時の危機管理、熊と相対したときの心構えなど、町としての対応策を備え、町民に示すべきではないかについてお答えいたします。

1点目の町として熊が住居地域に侵入させない対策を備え、町民に示すべきではないかでございますけれども、現在、町が行っている対策について申し上げますと、熊は山林から山際の農地を経て、市街地に出没していると考えられます。まずは、住宅周辺では、熊を誘引する原因である取り残しの果物や野菜、生ごみなど、熊を招きかねないそういった対応は、放置しないよう啓発しております。また、山際の農地で熊による食害が発生した場合には、鳥獣被害対策実施隊の隊員である猟友会の方からわなを設置していただき、市街地に出没する前に捕獲するよう努めております。

しかしながら、突然、中心市街地で熊が目撃されるなど、どのように移動して市街地に来たのか分からないケースが県内各地で増えている状況にもございます。河北町でも繰り返し起きています状況でもございます。各種研修会への参加や先進的な事例を参考にしながら、市街地に侵入させない対策に

ついて引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目、町として、住居地域に熊が侵入した際の危機管理の対応策、これを町民に示すべきではないかという点でございます。

市街地に熊が出没した際の町の対応でございますが、金曜日、3番議員にもお答え申し上げましたとおり、県が定めている「クマが市街地に出没した際の対応指針」に基づき対応していくこととしております。対応策を町民に示すべきではないかという点でございますが、現場の状況、あるいは緊急度に応じて対応が変わってくるという点もでございます。寒河江警察署などと連携しながら、住民の安全確保を最優先に、状況に対応した対応をしていく必要があると考えております。

3点目の最悪の事態として、熊と相対したときの心構えなど、町として町民に示すべきではないかについて申し上げます。

熊が出没した際には、まずは防災行政無線や町の公式LINEなどで注意喚起を行っております。あわせて、防災行政無線では、長い文章というのはなかなか音声として文章が伝わりにくいことから、町のホームページで注意喚起も並行して行っているということでございます。また、今年6月、谷地中心部で熊が出没した際には、7月1日の広報かほくに合わせて、隣組回覧で、チラシによる注意喚起を行いました。熊を目撃した場合、出会った場合の注意事項として、「万一クマに出会ったら、落ちついてゆっくりとその場から離れる」など注意を呼びかけております。さらに、8月25日、再び谷地中心部で熊が出没した際でございますけれども、谷地中心部から北上し行方が分からない状況であったことから、9月1日号の広報かほくに合わせて注意喚起の

チラシを作成し、全戸配付しております。

なお、これから秋にかけてさらに出没が多くなると見込まれておりますので、引き続きホームページや状況に応じたチラシを作成すること、さらには防災行政無線を基本とした情報の速やかな提供、注意喚起、そして、情報提供への協力、こういったことを注意喚起とともに進めてまいりたいと考えております。

次に、小中一貫校と小学校の統合は財政的に無理があり、最近10年で3倍化している不登校などから河北町の子供たちを守り、伸び伸びと成長できるようにするためには、統合しない教育環境がよいのではないかについて申し上げます。

まず、質問は何点かにわたりますけれども、1点目と2点目につきましては、併せて申し上げたいというふうに思います。

昨年、教育委員会では「河北町立小学校の整備に向けた基本方針（素案）」について、各地区での説明会、幼稚園・認定こども園での保護者説明会及びウェブでのアンケートを行い、ご意見をいただいた上で、その過程でいただいた意見を反映した「基本方針（案）」を作成し、パブリックコメントを行った上で、昨年10月に「基本方針」を策定しております。

当事者である保護者から意見を聞くことが最も重要ではないかとの意見を受け、基本方針の素案の段階において、町内幼稚園、認定こども園を訪問し、実際に小中学校に入学するお子さんをお持ちの保護者を対象に、素案の説明を行ったものであります。併せて保護者アンケートも行っております。123名から賛成、どちらかといえば賛成、合わせますと96%、賛成もしくはどちらかといえば賛成ということで回答をいただいております。統合にはおおむね賛成していただい

ているものと認識しておりますが、新しい学校での生活に対する不安、これについては必ずしもないというようなことではないと認識しております。したがって、開校の準備段階におきまして、こういった不安を取り除くことができるように、丁寧に課題を整理し準備していく必要があると考えております。

教育委員会では、今年1月に立ち上げました学校整備委員会において話し合われた内容につきましても、教育委員会議で報告し、さらには議会にも提示し、ご意見をいただきながら、整備委員会にフィードバックさせて、今年度末にかけて「基本構想・基本計画」をよりよい形で策定していく、今、教育委員会で進められているというふうに認識しております。学校整備委員会の話し合いにおきましては、基本方針における考え方に沿って、新たな学校整備を進めていくという方向性で、おおむねご理解を得ていると受け止めております。今後、委員からもご指摘ございましたけれども、学校整備委員会において具体的な建設地、さらには整備の概算費用、今後の町の財政状況や財政見通しもお示ししながら検討を進めてまいります。その検討内容については、整備委員会を経て、教育委員会議、さらには議会にもご説明させていただきます。また、町の皆様へはホームページ等で議論の内容などを周知させていただき、地区説明会も行い、その後、最終的にはパブリックコメントで、「基本構想・基本計画」について最終的なご意見ということをご希望というふうに考えております。

いずれにいたしましても、保護者や地域の方々、学校の皆様のご理解とご協力の下、何よりもこれから河北町を担う子供たちにとっての最適な教育環境を構築することが

後回しになるといったことのないよう、在り方検討会の答申、さらには基本方針からの策定過程におけるこれまでの検討経過を踏まえ、できるだけ早い統合の実施に向け、令和13年4月の開校を目指し取り組んでまいります。

3点目の、全国的に、最近10年で3倍化している不登校、これは、子供のせいや親の甘やかしのせいではなく、その多くが「心が折れた傷ついた状態」「命の問題」であるという認識が広がっており、少人数学級が必要で、統合して大規模校にすることは逆方向なのではないかというお尋ねでございます。

不登校問題は、全国的に増加傾向にございます。本町でも大きな課題でございます。そのため、町教育研究所主催の児童生徒理解研修会を開催したり、町全体で学習生活支援員を20名に増員したりしながら、子供たちの心の状態をより理解し、一人一人に寄り添った支援ができるよう教職員全体で努力しているところでございます。

不登校への対応は少人数学級が必要で、大規模校にすることは逆方向ではないかということでございますけれども、少人数学級、多人数学級、それぞれにメリットとデメリットがございます。

少人数学級は、一人一人に目が届きやすいメリットがある反面、人間関係が固定化しやすいデメリットもございます。

一方、多人数学級は、たくさんの人数の中でもまれ、社会性がより育まれるとともに、人間関係においてもたくさんの友達の中からより多くの友達を見つけやすいメリットもございます。

今回の統合でございますけれども、これは、本町における児童数の推移を踏まえた学校の適正規模、適正配置を目指すものであり

ます。統合後においても、継続して研修会を開催したり、学習生活支援員数を確保したりすることを通して、子供たち一人一人に寄り添った支援ができるよう準備してまいりたいと考えております。

4点目の不登校をなくし、子供が通いたくなる学校にするため、忙し過ぎる学校を見直す、全国学力テストを中止する、子供を押さえつける過度の管理をやめる、教員の多忙化を解消する、少人数学級を進めることにより、河北町の子供たちを守り、伸び伸びと成長できるようにすることが必要で、ここに教育予算をつぎ込むべきではないかという点について申し上げます。

子供たちが学びたい学校にするためには、教員のゆとりが必要であり、教員が子供たちと向き合う時間を増やすために、町内の小中学校において「働き方改革」を進めております。その中の一つに、行事の精選があります。例えば、全国学力テストでございますが、一人一人または学校全体の学習理解度を客観的に把握し学習指導に生かすことを目的に必要と考え、実施しているものでございます。一方、放課後の会議を減らすことにより、時間を確保し子供たちと一緒に過ごすよう各校で取組が進められております。

また、教員のゆとりを生み出し、きめ細やかな指導を行いやすいよう、先ほど申し上げましたように学習生活支援員を増員しております。他市町から本町へ異動してきた先生からは、「河北町は、町費負担の学習支援が多くて驚いた」という声もいただいているとのことであります。さらに、ICT教育を推進し、教員の「働き方改革」を進める必要があると考えております。

今後も、教育現場のニーズに応じた効果的な教育予算を確保し、教員のゆとりを生み

出し、それが子供たちに還元されていくよう努めてまいります。

5点目の河北町のあらゆる領域に子供たちの参加を促進し、学校を学びと成長を保障する場として、競争に偏った学力観を見直し、教員の定数を増やしてゆとりある職場にし、子どもの権利条約の精神に沿った学校にすることが必要で、そのことに教育予算をつぎ込むべきではないかという点について申し上げます。

教員のゆとりある職場については、教員の定数は国の定める「標準法」と呼ばれる法律によりますが、山形県では「さんさんプラン」が進められており、国の基準よりも多い教員数となっております。また、町では教育現場のニーズに応じて学習生活指導員を手厚く配置しているところでございます。

「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の4つを原則とする子どもの権利条約に関しては、以前から道德の授業をはじめ、学校教育活動全体で取り組まれています。小学校統合後もそうあるべきであると考えております。

なお、子供たちの学びと育ちを行うのは学校だけではないことから、本町では全ての小中学校でコミュニティ・スクールが導入されております。地域の方やその道のプロの方から、授業のゲストティーチャーとして来校していただいたり、子供がスクールバスを利用して地域に赴いたり、地域と子供たち、地域と学校の結びつきを強める教育活動を進めております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） 再質問いたします。

救急医療体制についてでありますけれども、県立河北病院ができてから数十年間は、救急体制は県立河北病院が担って、そこを中心に管内の患者が運ばれるという体制がありました。残念ながら年を追うごとにだんだんとその環境が崩れていった。主なところは、医師がいなくなったということだと思います。

新しい病院が、県立河北と寒河江市立が合併したところができるところに、今のままの救急体制が移行するということは、非常に困ったことであります。今のうちから、以前よりもずっと救急医療体制が弱まっているところを数字で示して、主に医師を派遣してくださるところに、県だと思えますが、県にこうやって、もう弱っていると、そこをちゃんと強化するための予算を、予算といいますか医師を派遣して下さると、努力して下さいということをしかりお願いするすべきではないか。中身は今、町長が示されたような内容でありますので、いい面も、総合診療医が出てきて、いい面もあります。また、そのシステム、情報共有システムですね、ちょっといい面もありますが、それだけでは足りない、本質的に医師が足りないところをしかりまとめて、県に要求していくというようなことが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 新病院の整備、今回、今、医師不足、経営的な問題ももちろんあるわけですが、根幹はやはり医師不足、この限られた医療資源の中で、どうやって地域のニーズに合った医療体制を確保していくか、とりわけ救急体制については命に関わる問題であります。

そういった中で、最終的には三次医療までつながるものですが、まず初期救急医療、ここについては各地域でもっともっと強化しなければならない、そのための新病院の整備が今、検討されているというふうに認識しております。

ただ、私もこれまでも再三申し上げておりますけれども、新病院の医療機能、とりわけ救急医療のも大変大きな課題ではありますけれども、実際、患者の方々にとっては5年後の医療だけでなく、現にこの救急問題は今の現実の問題であります。そういったことで、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、総合診療医、これによって相当程度、平日を中心にではございますけれども改善してきました。やはり、こういった一つ一つの取組というものを、今の置かれている現状への対応として対応しなければならないということは大きな課題であるし、とりわけ今の河北病院が地域の医療を今、担っているわけです。今後の整備の数年的中で、将来も見据えながらでありますけれども、地域医療との連携、救急医療も含めて、1市4町、さらには、今の河北病院の充実ということで訴えていく必要があるというふうに考えています。

そういった意味で、寒河江・西村山地域全体の要望として、県のほうに政策要望しております。その中で、この救急患者の円滑な受入れ体制の整備、新しい病院の課題ということでなく、今、現に突きつけられている問題としての、そこにもしかり目を向けて、医師の確保も含めて、配置も含めて、進めてほしいと。

なお、県のほうでは、総合診療医、これがやはり今の置かれている現状ということを考えて場合に最も今、河北病院の特色を生かした救急医療体制にもつながる体制とし

て、そこを引き続き力を入れていくというふうな認識だというふうに受け止めております。

引き続き、この点についてしっかり訴えていきたいというふうに思います。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） 認識はほぼ一緒であります。私が求めるのは、具体的、数十年前から、よくなるのではなくてだんだん悪くなっているというところを数字でお示しもしていただいて、具体的な事例も入れて、それで、やはり今すぐ河北病院関係の救急体制をぐっと強化して、それを新病院につないでいくという方向をぐっと強く求めていただきたいと思います。

次にエアコンの設置問題ですが、特に町営住宅について、半分、ほぼ半分ぐらい、半分までいっているかなと思いますが、確かに独自でつけていると。つけられない方々は、やはり財政的に余裕がない方々かなと思いますので、福祉的な対応などというのも一つの方法だと思います。河北町民がエアコンがなくてばたばたと熱中症で倒れる、そういったことが、今年もどうだったか、数字でちょっと把握できないんですが、来年はさらに厳しいかもしれない、それに向けて、もう危機が目に見えているので、ぜひ具体的に検討を進めるという答弁ありましたので、そのように進めていただきたいと思います。

次に、熊被害対策であります。

一つは、住居地域に熊を侵入させない、熊被害先進地、怒られますね、秋田県などは、そんな言い方したら怒られるんですが、一歩進んで熊の習性が分かっている方を専門官として県でお願いして、その人が各自治体に熊の習性について問合せあったら、ここではこういうふうにしたらいんじゃない

いかと、先ほど町長おっしゃったような、山との間のやぶを払うとか、食べ物を置かないとか、そういったことなども含めての指導をしてくれる専門官がいて、その方から各自治体でいろいろと聞いて、熊の習性を把握した上での対策などを行うようにしているんですが、河北町でもそういったことができるように、河北町で独自にそういった専門官を招聘するというか、お願いして雇用するってなかなか難しいと思うので、県でそういった方を、秋田のように配置してもらって、そういう人を派遣してもらうような体制を、ぜひ早急に、この秋にも間に合うような形ででも、熊の習性を把握して、それで、そのために、それに見合った体制を取れば、熊の侵入が防げるとか、少なくできるとか、そういった方法をまず第1点すべきだと思うんですが、町長、いかがでしょう。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 この9月から、市街地に出没した際の対応について、基本、これまでの対応というのがベースにはありますけれども、一方、緊急性、あるいは周りの状況とかになったときに、市町村長の権限で捕獲ということができる、これは選択肢を増やす、やり方が変わるということではなくて、今までの体制に加えて、市町村長としての判断、やっぱりそこに対応する対応も可能になるということとなっております。

それで、今、るる県のガイドラインも含めて、対応シーンも含めて、様々今、検討なり、あるいは対応というようなことで動きがあります。

そういう中で、木村議員おっしゃるような、やはり本町にも、本当に山間部での出没だけでなく、市街地も含めた出没が、今年に入って、冬の谷地高のときの足跡から、

そして6月、8月、さらには、先日のようなことで続いております。

幸い、人命、あるいは具体的な被害というところまでは出ていない状況であります、非常に不安が高まっておりますし、やはり、熊の対応というものについては専門性がやっぱり必要です。そういった意味で、県に対して、あるいは国に対して、今回の9月からの法施行ということも含めて、県の町村会において、県選出の国会議員とのいろいろな意見交換会だったり、あるいは、これからになりますけれども、町村会としての県に対する政策的な要望、その中でも、従来はどちらかという農作物への鳥獣被害、これも本当に大きな問題、大きな問題なんですけれども、それもありますけれども、市民生活、町民生活の安全安心につながるような今の状況もある、そして、制度的な新しい対応も出てきている、それも含めて、やはり県なり国なりとしての町のそういった緊急時の捕獲体制、あるいは対応についての支援といいますか、様々な支援があるかと思えます。経済的な支援ということだけではないです、ノウハウもあり、そして具体的に、町村の猟友会だけで対応できるのかということも含めて、捕獲体制に対する支援というようなことで、これから国あるいは県に対しても継続的に要望していく必要があるということで、私も発言しておりますし、そういうことで、河北町だけの問題じゃなくて、県内全体の首長たちの共通認識として動けるようなということでもいろいろ問題提起をさせていただいております。

以上です。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） ぜひ河北町にも、そのことだけ、熊対策だけではなくてほかの業

務も得ながらでも、兼務で熊対策専門の人をグループか何かつくって、それで熊の習性も一定把握して、例えば川沿いに熊が移動するとか、山から出てくるときには最初草の中に自分の背が隠れるところなんかを伝えてくるとか、そういった何かあるようですので、そういったことを把握して対策できるみたいな方もちゃんと置いて、なおかつ、もっと専門的なところを県から教えてもらうような体制をしっかりと早急につけていただきたい。

熊はこれから、9月、10月、11月は食べ物を食べに、特に求める時期で、残念ながら山のほうが今年、どんぐりが大凶作の年だというふうに言われているので、その住宅地に食べ物を求めてくるなんていうことはあり得ると思うので、今年に間に合うようにしっかりとできることはやっていただきたいと思えます。

2つ目ですが、熊がもし侵入してきたときの危機管理ということですが、特に町民からは、情報共有が不足すると。後でもう「熊いたっけ」と、とっくにいなくなっただけということが多くて、逆に自分のところで、今、熊を見かけたというふうに情報を伝えても、それに対する具体的な指示がないとか、そういった反応が非常に悪いという点で、なかなか大変だと思うんですが、この辺も6月22日の状況などを1回検証もして、情報をできるだけ町民にもしっかり伝えられる方法なども研究して対応していくということも、ぜひやっていただきたいと思えます。

さらに、3点目として、熊とできるだけ遭わなければいいんですけれども、もう直前まで熊が迫ってきたときまで、そのときにどうするかというようなことも、なかなか伝えにくいと思うんですが、特に熊からひ

つかかれて、首のところにある頸動脈がやられると命に関わっちゃうと、そこを守って、両手で守って、それで、亀の子のように丸くなるみたいな、いわゆる死んだふり体勢みたいなものも、具体的に町民に、最悪そんなことになったらこうしてくださいみたいなところまで伝えたらどうかというふうに思うんですが、この2点いかがでしょうか。

○丹野貞子議長 「大泉防災危機管理課長」

○大泉正博防災危機管理課長 住居地内に侵入した際、あとは町民が熊に相対したときの、そういった情報提供といいますか、対策というふうなところですけども、なかなか熊というふうなところで市街地に目撃情報があったというふうなところでは、やはり、熊は移動するというふうなところの中で、そういった情報を速やかにというふうなところは大変難しいのかなというふうなところで、そういったところの改善というふうなところでは、これまでそういった対応というふうなところでは、警察とか河北分署、あと消防団というふうな対応の中で、いろいろしてきた経過がありますので、そういったところでは、意見交換というふうなところで、これから寒河江警察河北分署、あとは猟友会、あとは町というふうなところで、今後の対応というふうなところも含めて、ちょっと意見交換をしようかなというふうなところで、今、考えております。

あと、町民が実際遭ったときというふうなところの対応というふうなところでは、いろいろホームページとかでも周知というふうなところで、いろいろそういった安全対策というふうなところでは、周知していかなければならないというふうなところでもありますけれども、なかなかそういった整理が、現在ちょっとまだうまくいっていない

というふうなところがありますので、そういったところにつきましては、いろいろ対策等についていろいろ研究しながら、町民の方にそういった対応というふうなところを少しでも分かりやすくというふうなところでは情報提供できるように、今後いろいろちょっと研究していきたいというふうに思っております。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番(木村章一議員) 熊問題で一つ、1回戻ります。

侵入させない対策として、熊の習性をよく把握して対処するという点での、教えてくれる方を招聘する、できれば県あたりでそういった方を確認といいますか、そういう派遣をしてくれるみたいな、そういったことを求めて、より習性を把握して、実態に合う、熊の動きに合うような対応をしていくということをぜひすべきかと思うんですよ。これはいかがでしょうか。

○丹野貞子議長 「大泉防災危機管理課長」

○大泉正博防災危機管理課長 危機管理というふうなところでは、住民の安全確保というふうなところを最優先というふうなところが出てくるわけなんですけれども、熊対策というふうなところになると、鳥獣保護管理法というふうなところで、野生鳥獣の保護、管理、あとは狩猟の適正化に基づいて、そういった対策をしなければならないというふうなところが出てきます。そういった中で、町としてはそういった鳥獣保護管理法というふうなところでは農林サイドが窓口というふうなところにもなっておりますので、そういったところといろいろ情報を共有しながら、対策については検討していきたいというふうに思っております。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番(木村章一議員) もう一度お聞きします。

町長にお聞きします。

秋田県のように、専門員を県のところで配置して、そういう人を河北町にも派遣してもらって、より詳しく河北町も熊の習性などを把握していくと。それに合った対応をしていけるようにするという点で、ぜひそういうふうに一歩進むべきだと思うんですが、町長いかがですか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 熊対策につきましては、ただいま課長からも申しあげましたけれども、鳥獣の一つの体系の中で進められているものであります。そういう中で、農作物の被害はもとよりですけれども、昨今の状況を見た場合に、市民生活への脅威といいますか、そういった状況も、もう日常化しつつあると。この点の認識は私もこれまでも県というろいろ意見交換しておりますし、町村会としての、さっきの意見提言に向けても、いろいろお話も申し上げております。

そういう中で、認識については、方向性としては共有されているというふうに思います。そういう中で、そのノウハウというか、その熊の習性というか、そこに対して、どういった実証なり、あるいは追跡調査なり、やはりこれまで、どれくらいの捕獲とか、そういった調整をするための、どれくらいいるのか把握とか、そして、どれくらい調整、捕獲枠をつくるのか、そういったところにありましても、具体的な市民生活、町民生活も含めて、農作物への被害防止も含めて、どういった対策を進めていくかということについては、本当にいろんな角度からの検討が必要だということもあります、これは事実であります。したがって、いろいろ熊のルート、どこからどういうふうにして、どういうふうにして、その蓄積も必要だと思いますけれども、それに対する

識見を持った方の育成、捕獲への対応という点も含め、あと、未然防止、あるいは、対応ということということも含めて、県としての問題意識、そういったものも意見交換しながら対策を進めていく必要があるなどというふうに思っています。

ただ、いずれにしても、ちょっと今般の状況から見ると、違うフェーズへどう対応していくかというところの共通認識はあるというふうに思いますし、もう既に県のほうでも取組は一部始まっているというふうに認識しております。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） 熊対策、ぜひ熊の習性を把握してということをよくお願いしたいと思います。

それでは、小中一貫校と小学校の大統合ですが、財政規模について。

私は、学校統合については、教育の問題、地域の問題、それから財政の問題、3つあると思っています。財政の問題を全く踏まえずに先に進んでいるのはいかがなものかと思っています。いつ頃、8月中には示すということがありましたが、この財源なので財政的にどう対応できる、できない、こういったことをいつ頃議会にはお示しになれるか、最後をお願いします。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 9月中旬に学校整備委員会を予定してございます。その中で財政的なところも踏まえてご議論をさせていただきたいと思っておりますので、その後、教育委員会議、議会のほうにもお示ししてまいりたいというふうに考えてございます。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） 財政的な見解も含めて出してください。

以上、終わります。

○丹野貞子議長 以上で、6番木村章一議員の一般質問を終わります。

ここで、議長から申し上げます。

令和6年度主要な施策の成果に関する説明書にミスプリントがありました。これを訂正したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「日塔防災・危機管理監兼総務課長」

○日塔俊浩防災・危機管理監兼総務課長 大変申し訳ございません。主要な施策の成果に関する説明書に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

初めに、17ページをお開きください。

1目一般管理費2給与、表中、区分、会計年度任用職員以外の職員の決算額の共済費でございます。「1億7,889万8,000円」を「1億7,707万5,000円」に修正をお願いいたします。

さらに、同表、区分、会計年度任用職員以外の職員の決算額計でございますけれども、「12億939万9,000円」を「12億757万6,000円」に修正をお願いいたします。

次に、90ページでございます。90ページをお開きください。

3目環境衛生費6ゼロカーボン推進事業(6)クーリングシェルターの指定、指定施設の民間施設「コスモ薬局河北病院前店」を「コスモ薬局河北病院前店」に訂正をお願いいたします。

次に、115ページをお開きください。

1目商工総務費2ふるさと応援基金(ふるさと納税)(4)業務委託、表中、事業名、ふるさと納税業務委託の履行期間「R7年4月1日からR10年3月31日」を「R4年8月1日からR7年3月31日」に訂正をお願いいたします。

次に、136ページをお開きください。

1目住宅費1住宅総務費(3)持家住宅促

進事業費補助金、表中、交付件数でございます。こちら「4億8,229万466」を「102」に訂正をお願いいたします。

次に、147ページをお開きください。

6目ICT教育推進費(1)請負による整備業務委託、表中、事業名、連絡網システム構築業務委託の履行期間でございます。こちら「R7 8月30日」を「R6 8月30日」に訂正をお願いいたします。

さらに、148ページ、物件購入、表中、事業名、電子黒板購入、納入期日「R7年8月22日」を「R6年8月22日」に訂正をお願いいたします。

なお、訂正をいただいた後、シールを貼らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○丹野貞子議長 主要な施策の成果に関する説明書については、ただいま説明がありましたとおり訂正されたものを原案とすることについて異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、主要な施策の成果に関する説明書については、訂正されたものを原案とすることにいたします。

ここで訂正を行いますので、主要な施策の成果に関する説明書を机の上に置いてくださるようお願いいたします。

それでは、ここで11時30分まで休憩します。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時28分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

議長から申し上げます。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩とします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午後 1時00分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

日程第2、議案の審議、採決を行います。

議事の都合上、

議第43号 令和6年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について

議第44号 令和6年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第45号 令和6年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議第46号 令和6年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第47号 令和6年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第48号 令和6年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

議第49号 令和6年度河北町下水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

以上7議案を一括議題とします。

ここで一般会計及び特別会計決算について会計管理者から説明を求めます。

「鈴木会計管理者」

○鈴木淳子会計管理者兼会計課長 議長の指名により、令和6年度河北町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、お手元に配付しております決算書によりご説明申し上げます。

なお、各会計にわたって合計のみの説明とさせていただきます。

初めに、一般会計の歳入歳出について申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額119億1,379万5,000円、調定額114億7,240万4,370円、収入済額113億7,867万223円、不納欠損額582万4,122円、収入未済額8,791万25円です。

この収入未済額の内訳は、町税のほか住宅使用料及び雑入の過年度収入で、過年度収入の主なものとしては、住宅使用料、行政代執行費用徴収金であります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額119億1,379万5,000円、支出済額110億6,761万3,139円、翌年度繰越額3億9,152万8,000円、不用額4億5,465万3,861円で、予算現額に対する執行率は92.9%です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は3億1,105万7,084円で、そのうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2億3,000万円です。

150ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額3億1,105万7,084円、翌年度へ繰り越すべき財源のうち繰越明許費繰越額2,698万2,000円で、実質収支額は2億8,407万5,084円です。うち基金繰入額は2億3,000万円です。

次に、国民健康保険特別会計の歳入歳出について申し上げます。

152ページ、153ページをお開きください。

歳入合計について申し上げます。

予算現額19億275万8,000円、調定額19億2,694万7,640円、収入済額18億9,706万7,017円、不納欠損額286万7,587円、収入未済額2,701万3,036円です。

156ページ、157ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額19億275万8,000円、支出済額18億3,348万5,894円、不用額6,927万2,106円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は6,358万1,123円で、そのうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は5,200万円です。178ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額は6,558万1,123円、実質収支額も同額で、うち基金繰入額は5,200万円です。

次に、西里財産区特別会計の歳入歳出について申し上げます。

180ページ、181ページをお開きください。歳入合計について申し上げます。

予算現額52万8,000円、調定額60万9,012円、収入済額も同額です。

182ページ、183ページをお開きください。歳出合計について申し上げます。

予算現額52万8,000円、支出済額35万6,862円、不用額17万1,138円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は25万2,150円です。

190ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額は25万2,150円で、実質収支額も同額です。

次に、介護保険特別会計の歳入歳出について申し上げます。

192ページ、193ページをお開きください。歳入合計について申し上げます。

予算現額24億6,548万2,000円、調定額24億5,531万2,020円、収入済額24億5,465万4,722円、不納欠損額8万3,964円、収入未済額57万3,334円です。

194ページ、195ページをお開きください。

歳出合計について申し上げます。

予算現額24億6,548万2,000円、支出済額24億1,055万8,109円、不用額5,492万3,891円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は4,409万6,613円で、そのうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2,257万2,505円です。

216ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額4,409万6,613円、実質収支額も同額で、うち基金繰入額は2,257万2,505円です。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出について申し上げます。

218ページ、219ページをお開きください。歳入合計について申し上げます。

予算現額3億1,553万円、調定額3億936万9,721円、収入済額3億957万5,209円、収入未済額マイナス20万5,488円です。

220ページ、221ページをお開きください。歳出合計について申し上げます。

予算現額3億1,553万円、支出済額3億403万7,101円、不用額1,149万2,899円です。

以上の結果、歳入歳出差引残額は553万8,108円です。

230ページをお開きください。

実質収支に関する調書について申し上げます。

歳入歳出差引額553万8,108円、実質収支額も同額です。

次に、財産に関する調書について申し上げます。

232ページから236ページまでは、公有財産、物品、基金について記載しております。その内訳を237ページから254ページまでに記載しておりますが、内容等の説明は省略さ

せていただきます。

以上で、令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で会計管理者の説明を終わります。

続いて、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算について、上下水道課長から説明を求めます。

「松田上下水道課長」

○松田浩一上下水道課長 それでは、議長の指名によりまして、令和6年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算につきまして、お手元に配付しております決算書によりご説明申し上げます。

決算の概要につきましては、さきに町長からご説明申し上げましたので、ここは決算書の項目に従い計数的なことについて申し上げます。

なお、決算書の1ページから4ページまでの決算報告書は消費税を含んだ金額であり、5ページから9ページまでの損益計算書等の財務諸表は消費税を除いた金額となっております。

初めに、決算報告書について申し上げます。

1ページ、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出であります。

予算額に対して決算額は、収入で521万5,547円下回り、支出では2,163万9,935円の不用額となりました。

その主な理由としましては、収入につきましては、営業収益の給水収益が減少したことや、下水道補償工事負担金が発生しなかったこと、支出につきましては、営業費用における修繕料及び動力費等が見込みよりも減少したことなどによります。

その結果、事業収益の総額は4億9,677万

5,453円、事業費用の総額は4億7,027万8,065円で、収支差引額は2,649万7,388円となり、収益が費用を上回りました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

予算額に対し決算額は、収入で2,654万5,100円下回り、支出で497万7,650円の不用額となりました。

その主な理由としましては、収入につきましては、配水管移設工事負担金が見込みより減少したこと、また、国庫補助金の収入を次年度へ繰り越したこと、支出につきましては、工事請負費が見込みより減少したことなどによります。

その結果、収入総額は4,742万2,900円、支出総額は1億5,260万350円となり、収支差引額は1億517万7,450円の資金不足となりました。

なお、この不足額につきましては、本表末尾記載のとおり当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しております。

次に、5ページをお開きください。

損益計算書について申し上げます。

本表は、令和6年度における水道事業の営業活動の成果を表したものであります。

1の営業収益は、水道料金である給水収益、新規給水工事の分岐料である受託工事収益、工事負担金、その他営業収益などで、収入総額は4億2,208万6,648円であります。

2の営業費用は、受水から給水までの水道事業管理経費である浄水及び配給水費や受託工事費、施設の減価償却費などで、支出総額は4億2,651万1,425円であります。

その結果、収支差引き442万4,777円の営業損失であります。

3の営業外収益は受取利息や会計処理上の長期前受金戻入益、不用品売却収益等の雑収益で3,510万9,623円であります。

4の営業外費用は企業債に係る支払利息と雑支出で878万6,333円となりますので、営業外における収支差引額は2,632万3,290円の利益となりました。これを先ほどの営業損失と合わせた経常利益は2,189万8,513円であります。

以上の結果、当年度純利益は2,189万8,513円であります。

次に、6ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

初めに、前年度末残高及び前年度処分額につきましては、昨年度の9月定例会において議決いただきました令和5年度河北町水道事業貸借対照表及び令和5年度水道事業剰余金処分計算書から転記した金額であります。

当年度変動額につきましては、減債積立金を取り崩した2,891万8,186円と当年度純利益の2,189万8,513円をそれぞれ計上したものであります。

このことにより、当年度末残高の当年度末処分利益剰余金合計は5,081万6,699円となり、利益剰余金合計は3億6,485万5,058円となりました。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)について申し上げます。

当年度末処分利益剰余金5,081万6,699円につきましては、1,189万8,513円を減債積立金に、1,000万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、2,891万8,186円を資本金に組み入れたいと考えております。

よって、処分後残高の繰越利益剰余金は0円となります。

次に、8ページをお開きください。

貸借対照表について申し上げます。

初めに、資産の部1の固定資産につきましては、年度末現在高から各資産の減価償却累計額を差し引いた有形固定資産の合計額で29億2,486万4,770円であります。

無形固定資産は、電話加入権の30万9,400円で、固定資産の合計は29億2,517万4,170円であります。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品などで合計は11億6,774万8,368円あります。

以上、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は40億9,292万2,538円あります。

次に、9ページをお開きください。

負債の部3の固定負債につきましては、令和8年度以降に返済予定の企業債と修繕引当金との合計で3億6,704万4,014円あります。

4の流動負債は、令和7年度に返済予定の企業債、引当金、未払金、前受金及び預り金などの合計で9,395万5,039円あります。

5の繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額を減額したもので5億3,386万4,554円あります。

以上、固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせた負債合計は9億9,486万3,607円あります。

次に、資本の部6の資本金につきましては、自己資本で26億9,851万1,154円あります。

7の剰余金は、先ほどの6ページの剰余金計算書にも記載しておりますが、資本剰余金が3,469万2,719円、利益剰余金合計が3億6,485万5,058円で、剰余金合計は3億9,954万7,777円あります。

以上のことから、資本金と剰余金を合わせた資本合計は30億9,805万8,931円となり、負債と資本を合わせた負債資本合計は40億9,292万2,538円となりました。

以上が令和6年度河北町水道事業会計の剰

余金処分及び決算の概要であります。

なお、12ページ以降に決算書附属資料を添付しておりますので、こちらのほうは後でご覧いただくこととしまして、説明は省略させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、令和6年度河北町下水道事業会計剰余金処分及び決算につきまして、お手元に配付しております決算書によりご説明申し上げます。

決算の概要につきましては、さきに町長からご説明申し上げておりますので、ここでは決算書の項目に従い計数的なことについて申し上げます。

なお、先ほどと同じように決算書の1ページから4ページまでの決算報告書は消費税を含んだ金額であり、5ページから10ページまでの損益計算書等の財務諸表は消費税を除いた金額となっております。

初めに、決算報告書について申し上げます。

1ページ、2ページをお開きください。

収益的収支及び支出であります。

予算額に対し、決算額は、収入で1,397万4,424円下回り、支出で3,369万3,376円の不用額となりました。

その主な理由は、収入につきましては、営業収益の下水道使用料が減少したことや、一般会計からの雨水処理負担金が事業費に合わせ減少したこと、営業外収益の国庫補助金が事業費に合わせ減少したことなどによります。支出につきましては、営業費用における委託料、動力費などが見込みよりも減少したことによります。

その結果、事業収益の総額は6億3,265万576円、事業費用の総額は6億1,293万1,624円で、収支差引額は1,971万8,952円となり、収益が費用を上回りました。

次に、3ページ、4ページをお開きくださ

い。

資本的収入及び支出であります。

予算額に対し、決算額は、収入で8,330万2,230円下回り、支出で6,703万1,789円の不用額となりました。

その主な理由は、収入につきましては、企業債及び国庫補助金が事業費に合わせ減少したこと、支出につきましては、建設改良費の工事請負費や、最上川流域下水道事業負担金が見込みより減少したことなどによります。

その結果、収入総額は4億2,057万7,770円、支出総額は5億9,793万7,211円となり、収支差引額は1億7,735万9,441円の資金不足となりました。

なお、この不足額につきましては、本編末尾記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、5ページをお開きください。

損益計算書について申し上げます。

本表は、令和6年度における下水道事業の営業活動の成果を表すものであります。

1の営業収益は下水道使用料である給水収益、一般会計からの雨水処理負担金、その他営業収益などで、収入総額は2億3,248万3,272円であります。

2の営業費用は、下水道設備や農業集落排水施設の維持管理や修繕を行う費用、流域下水道維持管理負担金、施設の減価償却費などで、支出総額は5億3,705万8,017円であります。

その結果、収支差引き3億457万4,745円で営業損失であります。

3の営業外収益は、国庫補助金、一般会計からの負担金及び補助金、会計処理上の長期前受金戻入益、工事事業者の登録手数料等の雑収益で3億7,745万6,093円でありま

す。

4の営業外費用は、企業債に係る支払利息と雑支出で、5,090万2,592円となりますので、営業外における収支差引額は3億2,655万3,501円の利益となりました。

これを、先ほどの営業損失を合わせました経常利益は2,197万8,756円であります。この経常利益に地方公営企業法の全部を適用した初年度であることから生じました特別利益を加え、特別損失を差引きしましたところ、当年度純利益は1,484万9,593円となります。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

当年度期首残高につきましては、令和5年度末の特別会計からの引き継いだ金額を計上しております。

当年度変動額につきましては、未処分利益剰余金として、当年度純利益の1,484万9,593円を計上したものであります。

このことにより、当年度末残高の当年度未処分利益剰余金は1,484万9,593円となり、利益剰余金合計も増額となりました。

次に、7ページ下段の剰余金処分計算書(案)について申し上げます。

当年度未処分利益剰余金1,484万9,593円につきましては、全額を利益積立金に積み立てたいと考えております。

よって、処分後残高の繰越利益剰余金は0円となります。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

貸借対照表について申し上げます。

初めに、資産の部1の固定資産、有形固定資産につきましては、年度末現在高から各資産の減価償却累計額を差し引いた合計額で104億2,527万1,409円であります。

無形固定資産は、最上川流域下水道の施設利用権3億6,688万6,164円で、投資その他資産は、公益財団法人山形県建設技術センターへの出捐金で172万3,000円であります。これらを合算した固定資産の合計は107億9,388万573円となります。

2の流動資産は、現金預金と未収金の合計で1億2,534万8,399円であります。

以上、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は109億1,922万8,972円であります。

次に、10ページの負債の部について申し上げます。

3の固定負債につきましては、令和8年度以降に返済予定の企業債で35億3,838万6,333円であります。

4の流動負債は、令和7年度に返済予定の企業債、未払金などの合計で3億6,610万1,474円であります。

5の繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額を減額したもので、48億3,592万2,680円であります。

以上、固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせました負債合計は87億4,041万487円であります。

次に、資本の部6の資本金につきましては、自己資本金で21億3,991万8,520円であります。

7の剰余金は、資本剰余金が2,405万372円、利益剰余金合計が1,484万9,593円で、剰余金合計が3,889万9,965円であります。

以上のことから、資本金と剰余金を合わせました資本合計は21億7,881万8,485円となり、負債と資本を合わせました負債資本合計は109億1,922万8,972円となりました。

以上が令和6年度河北町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の概要であります。

なお、14ページ以降に決算書附属資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただく

ことにいたしまして、説明は省略させていただきます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で上下水道課長の説明を終わります。

ここで監査委員から決算審査の経過と結果について報告を求めます。

「清野一晴監査委員」

○清野一晴監査委員 それでは、私から令和6年度河北町決算審査の経過と結果について申し上げます。

町長から審査に付されました令和6年度一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計決算並びに基金の運用につきまして、漆山光春監査委員と共に7月15日から7月30日までの期間において決算書、関係書類、関係諸帳簿等を照合し、さらに関係職員の説明を求め、詳細に審査をいたしました。

その概要については、お手元の「令和6年度河北町決算審査意見書」に記載しておりますので、歳入歳出の内容等の説明は省略させていただき、審査の結果についてご報告をさせていただきたいと思っております。

なお、令和6年度決算から農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計は公営企業会計に移行しております。

それでは、一般会計及び各特別会計決算の審査の結果について申し上げます。

意見書19ページでございます。

審査の結果、総体的に、法令、条例及び規則に準拠し処理されており、予算の執行も適正であると認めます。

なお、次の事項について今後一層努力されることを望みます。

1、持続可能な行財政の運営。

(1) 人口減少、少子高齢化の進展による社会保障関係経費がますます増加し、また、

公共施設の老朽化対策の経費がかさんでいく中、持続可能な財政基盤の下、自主性及び自立性の高い行財政の運営が不可欠である。

河北町総合計画を推進していくためには、歳入面において町税収入をはじめとする自主財源はもとより、ふるさと納税制度（クラウドファンディングを含む）など、多様な財源確保に努めていく必要がある。

事業執行に当たっては、激甚化する突発的な自然災害等への備えを行い、社会情勢の変化に対応し各種事業を推進していく必要があり、町民の生活安定、交流人口・関係人口の拡大及び地域産業のさらなる発展のため、成果を検証しながら有効的な事業執行に取り組まれない。

(2) 財政の健全化を判断する指標では、「経常収支比率」（速報値）が93.5%と減少したが、依然として高い数値と言える。経常的経費（義務的経費）の割合が高まることは、財政の硬直化が進むことになり、引き続き注意が必要である。

「財政調整基金」残高は、前年度比1億862万1,000円増加し、9億4,392万4,000円と安定して増加し、実質公債比率は9.5%（前年度比0.4ポイント上昇）で悪化し、「将来負担比率」は14.4%（前年度比3.1ポイント下降）で改善となっている。新庁舎建設の債務返済が始まっている中、引き続き計画的な財源確保と安定した財政運営が必要である。

(3) 一般会計の歳出の不用額は、予算額の3.8%であり、前年度と比較して増加している。不用額は、翌年度歳入に繰り越される側面はあるものの、予算は当該年度の事業執行が基本であり、精査した上で当該年度事業の充実強化や必要な課題対応など、柔軟かつ適切な予算管理と執行に努められ

たい。

2、関係各課が連携した事業推進と町民サービス。

各課で所管している事業を効果的に推進する上で、町の情報発信PR、若者の町内定着及び移住定住の推進、空き家対策、農商工連携など関係各課の連携が不可欠な事業が多く、これまで以上の緊密な連携により大きな事業成果に結びつけられたい。

また、デジタル化の推進に当たっては、その技術が日々進化しており、町民の利便性に配慮し、サービス向上と職員の事務負担軽減に資する取組を進められたい。

3、職員の能力を発揮できる職場環境づくり。

事業推進、事業執行に当たっては、各課長等のマネジメントの下、職員一人一人が高いモチベーションとコスト意識を持って、前例にとらわれず事務の効率化と時間外勤務の削減を進めるとともに、職員のスキルアップと持てる能力を最大限に発揮できる環境づくりに取り組まれたい。

次に、水道事業の結果についてご説明を申し上げます。

水道事業会計の9ページでございます。

審査の結果、総体的に、法令、条例及び規則に準拠し処理されており、予算の執行も適正であると認める。

なお、次の事項について今後一層努力されることを望む。

公営企業法を適用している水道事業の「資金不足」は生じていない。

収支決算では、当年度純利益が2,189万9,000円（前年度対比973万9,000円減）となった。

収益性を示す営業収支比率は、令和5年度99.4%と営業収益が初めてマイナスとなったが、令和6年度は100%に改善している。

しかし、経常収支比率は105.0%、前年度比2.0ポイント減となっている。

給水人口と大口事業者による使用水量が減少傾向にあり、管路の老朽化と相まって有収水量の減少が続き、厳しい経営状況にある。

漏水対策など有収率の改善、未収金対策及び管理費用等の縮減は最低限の取組として必要である。

住民のライフラインとして必要な住民サービスを安定的に提供できるよう、中長期的な経営戦略を持って持続的かつ適正な財務運営をされたい。

続きまして、下水道事業会計決算の審査結果について申し上げます。

この下水道会計につきましては、令和6年度から公営企業会計に移行しております。

下水道事業会計の9ページでございます。

総体的に法令、条例及び規則に準拠し処理されており、予算の執行も適正であると認める。

なお、次の事項について、今後一層努力されることを望む。

令和6年度から公営企業会計に移行した下水道事業の「資金不足」は生じていない。

収支決算では、当年度純利益が1,485万円となった。

経常収支比率は103.7%、経費回収率（維持管理費）は127.5%と、いずれも100%は超えているが、公営企業会計移行後の初年度決算であり、今後、一般会計からの負担金、補助金の状況と併せて分析が必要である。

人口減少や経年劣化による設備更新の対応が続くため、コスト削減の取組は不可欠である。

住民のライフラインとして必要な住民サービスを安定的に供給できるよう、中長期的

な経営戦略を持って持続的かつ適正な財務運営をされたい。

以上、ご報告を申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で監査委員の報告を終わります。

○丹野貞子議長 日程第3、決算審査特別委員会の設置構成及び決算議案の特別委員会付託であります。

お諮りします。

ただいま議題に供しました議第43号から議第49号までの7議案については、議長を除く議会議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議第43号から議第49号までの7議案については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を休会したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会が終了するまで本会議を休会することに決定しました。

これにて本会議を休会とします。

午後1時42分 休 会